（介護予防）短期入所療養介護　葵の園・大宮　重要事項説明書

1　施設の名称及び所在地

施　設　名　称	介護老人保健施設　葵の園・大宮
所　　在　　地	埼玉県さいたま市西区清河寺６８５－１
法　　人　　名	医療法人社団　葵会
代　表　者　名	理事長　新谷　幸義
電　話　番　号	０４８－６２１－１１５５
サービスの種類	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
介護保険事業者番号	１１５６５８０１１８

2　事業の目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

3　運営の方針

（１）短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（２）介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者に家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4　従業員の職種・員数・職務内容・勤務体制

従業員の職種・員数・職務内容

職　種	常　勤	非常勤	夜　間	職　務　内　容
医師	1	4		医学的管理
看護職員	14	7	1	医学的管理に基づく看護
介護職員	46	16	7	介護に関する全般
理学・作業療法士	13			ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ
支援相談員	3			利用者及び扶養者との相談・指導等
薬剤師	1			調剤及び薬学的管理
管理栄養士	1	1		栄養管理及び食品の安全衛生
介護支援専門員	2			施設ケアプランの作成
事務職員	5			施設内の庶務・総務
その他		11		施設内の環境整備等

勤務体制

職種	勤務体制
医師（施設長）	日勤8：30～17：30
看護職員	日勤8：30～17：30　　夜勤17：00～翌9：00
介護職員	早番　7：00～16：00　日勤8：30～17：30　遅番　10：30～19：30 夜勤17：00～翌9：00
理学・作業療法士	日勤8：30～17：30
支援相談員	日勤8：30～17：30
薬剤師	日勤8：30～17：30
管理栄養士	日勤8：30～17：30
介護支援専門員	日勤8：30～17：30
事務職員	日勤8：30～17：30、遅番10：30～19：30

5　入所定員等

定員		１５０名　（認知症専門棟　４０名）								
居室	１床室	１０室	２床室	３室	４床室	１５室	特別な個室	７４室	診察室	１室
浴室		一般浴室と特殊浴室があります。				機能訓練室			１室	

6　サービスの内容

（１）　医療・看護・介護の各サービス

（２）　入浴

（３）　機能訓練

（４）　食事

（５）　相談援助（利用者及び家族への助言援助）

（６）　レクレーション、家族との交流

（７）　サービス利用のための措置

事　　項	有　無	備　　考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	年１回以上定期的に実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ検討

※身体的拘束の手続きについて

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います

①　第一に代替案を検討します。

②　実施にあたっては、必要最小限の方法，時間，期間，実施方法の適正，安全性，経過確認の方法について検討を行います。

③　事前もしくは事後速やかに施設長の判断を仰ぎます。

④　事前もしくは事後速やかに家族等に連絡を致します。

⑤　事前もしくは事後速やかに，施設長・事務長・看護師・介護支援専門員・支援相談員・介護士・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し，「身体拘束」の理由，治療及び対応方針を確認し，ケアプランを作成します。

⑥　実施にあたっては，別紙の通り検討事項の内容，カンファレンスの内容等の記録を作成します。

（８）　体調不良時等のサービス提供について

病状が不安定、事故のリスクが高い等、居室内でのサービスの提供で安全が確保されないと考えられる場合、居室の変更やサービスステーションの近くで経過を看させていただく場合があります。

7　利用料金

（1）基本料金

短期入所療養介護施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です。）

	多床室			従来型個室		
	１割負担	２割負担	３割負担	１割負担	２割負担	３割負担
要支援　１	６５５円	１，３１０円	１，９６４円	６１９円	１，２３７円	１，８５５円
要支援　２	８２７円	１，６５４円	２，４８０円	７７６円	１，５５１円	２，３２６円
要介護　１	８８７円	１，７７３円	２，６６０円	８０５円	１，６０９円	２，４１３円
要介護　２	９４０円	１，８８０円	２，８２０円	８５６円	１，７１１円	２，５６７円
要介護　３	１，００９円	２，０１７円	３，０２５円	９２３円	１，８４６円	２，７６９円
要介護　４	１，０６５円	２，１３０円	３，１９５円	９８１円	１，９６１円	２，９４２円
要介護　５	１，１２４円	２，２４７円	３，３７１円	１，０３７円	２，０７４円	３，１１１円

上記の料金表以外に、別途加算があります。

別途加算

各　加　算	１割負担	２割負担	３割負担
(予)老短夜勤職員配置加算	２６円	５２円	７７円
(予)老短個別リハビリ加算	２５７円	５１３円	７６９円
老短認知症ケア加算	８２円	１６３円	２４４円
(予)老短送迎加算（片道）	１９７円	３９３円	５９０円
(予)老短総合医学管理加算	２９４円	５８８円	８８２円
(予)口腔連携強化加算	５４円	１０７円	１６１円
老短緊急短期入所受入加算	９７円	１９３円	２８９円
(予)老短若年性認知症受入加算１	１２９円	２５７円	３８５円
老短重度療養管理加算１	１２９円	２５７円	２５７円
(予)老短療養食加算	９円／１回	１７円／１回	２６円／１回
(予)老短緊急時治療管理１	５５４円	１，１０７円	１，６６０円
(予)老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	５５円	１０９円	１６４円
老短生産性向上推進体制加算Ⅰ	１０７円	２１４円	３２１円
老短生産性向上推進体制加算Ⅱ	１１円	２２円	３２円
(予)老短サービス提供体制加算（Ⅱ）	２０円	３９円	５８円
(予)老短介護職員等処遇改善加算Ⅰ	１月あたりの介護保険小計に７．５％を乗じます。		

（２）食費

利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
要支援　１	３００円／日	６００円／日	１，０００円／日	１，３００円／日	２，２７０円／日 ※
要支援　２					
要介護　１					
要介護　２					
要介護　３					
要介護　４					
要介護　５					

※第４段階の食費内訳は次の通りです。（朝食／６４０円　昼食／９１０円　夕食／７２０円）

（３）居住費

利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第１段階		第２段階		第３段階①②		第４段階	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要支援　１	0円	550円	430円	550円	430円	1,370円	1,000円	3,000円
要支援　２								
要介護　１								
要介護　２								
要介護　３								
要介護　４								
要介護　５								

８　その他の料金

・日用品費（希望により提供）　１日あたり　４００円（税込）
（バスタオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉等の費用です。）

・教養娯楽費　１日あたり　２００円（税込）
（個別のレクレーションを行うに際してのクレヨン・紙その他の費用で、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます。）

・文書作成料　１通につき　４４０円（税込）　支払証明書の作成を希望される場合（領収書紛失による。）
３，３００円（税込）　一般的な証明書等の作成を希望される場合
５，５００円（税込）　保険会社・年金等の診断書の作成を希望される場合

・理美容代　実費（理美容料金表をご参照下さい。）

・健康管理料　実費（インフルエンザ予防接種等に係わる費用です。）

・洗濯代（業者依頼）　１１０円／品（税込）
（ご希望の方は別途「㈱クラウンズ」に申込んでいただきます。）

・洗濯込衣類リース（業者依頼）１，５７５円／日（税込）
（ご希望の方は別途「バイオシステム㈱」に申込んでいただきます。）

・特別室料　１日あたり　２，２００円／日（税込）

・電気代　１件につき　５２円／日（税込）

・テレビレンタル代　１５７円／日（税込）

・イヤホン代　４４０円／個（税込）（購入利用者のみ）

○　支払方法

口座振替または銀行振込となります。

9　入退所の手続

（１）入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。
入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）退所手続

①　利用者のご都合で退所される場合
退所を希望する日の前日午後５時までにお申し出ください。

②　自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。）
・利用者がお亡くなりになった場合

③　その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
・利用者が病院または診療所に入院した場合。
・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合。
なお、このいずれかの場合は、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。
・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

10　通常の送迎実施地域

さいたま市西区・北区・大宮区・浦和区・中央区・桜区・南区・緑区・
上尾市、川越市（その他地域は別途相談）

11　緊急時の対応方法

入所者の容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家庭の方に速やかに連絡いたします。

12　非常災害対策

（１）防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）　年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）
（２）利用者を含めた総合避難訓練　年１回以上
（３）非常災害設備の使用方法の徹底　随時

13　事故発生時の対応

（１）事故発生時は速やかに家族、関係機関（さいたま市等）に連絡し対応します。
（２）サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

14　高齢者虐待防止について

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止のための指針の整備、定期的な研修の実施を行い、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（２）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをさいたま市等に通報します。

15　衛生管理等について

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うことに努めます。

（２）施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

（３）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策をする委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（４）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

16　業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17　サービス内容に関する相談・苦情

（１）施設ご利用相談・苦情担当

苦情等責任者　　事務長

相談・苦情等担当　支援相談員　　連絡先　電話048-621-1155

（２）その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会　　048-824-2568

さいたま市役所介護保険課　　048-829-1264

さいたま市西区役所高齢介護課　　048-620-2668

18　協力医療機関等

①　協力医療機関　　指扇病院

住所：埼玉県さいたま市西区平方領々家983

電話：048-623-1101

②　協力医療機関　　西大宮病院

住所：埼玉県さいたま市大宮区三橋1-1173

電話：048-644-0511

③　協力歯科医院　　高木歯科クリニック

住所：埼玉県さいたま市西区大字高木266

電話：048-625-7581

④　協力歯科医院　　ひのき歯科医院

住所：埼玉県さいたま市北区日進町2-1108-3

電話：048-651-8855

19　その他留意事項

①　面会　　時間は午後２時３０分から午後３時４５分までとします。
事前予約制にてお受けいたします。面会簿へ記入してください。

②　外出・外泊　　事前に届出をしてください。

③　飲酒・喫煙　　飲酒は原則としてお断りいたします。
施設内は全館禁煙とさせていただきます。

④　設備・備品の利用　　定められた場所で注意をもって正しく使用してください。

⑤　私物の持込　　品物によって制限させていただく場合があります。

⑥　貴重品の持込み　　原則としてお断りいたします。

⑦　宗教活動　　お断りいたします。

⑧　ペットの持込　　お断りいたします。

⑨　飲食物の持込　　医師、看護師にご相談ください。

契約する場合は、以下のことを確認すること。

令和　　年　　月　　日

短期入所療養介護にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕
所　在　地　　埼玉県さいたま市西区清河寺６８５－１
名　　称　　医療法人社団　葵会
　　介護老人保健施設　葵の園・大宮

説明者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所療養介護についての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（保証人）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印